

平成29年第7回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 平成29年7月27日(木)

午後 3時00分閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席者 竹下教育長, 梅田教育長職務代理者, 河埜内委員, 浅野委員, 市川委員

4 説明員 中川教育次長, 岡元教育振興課長, 九十九学校教育課長,  
堀信文化生涯学習課長, 中原教育振興課教育企画係長

5 会議事件

付議案件

議案第34号 平成29年度準要保護児童及び生徒の認定について

議案第35号 語学指導等を行う外国青年の任命について

議案第36号 竹原市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

議案第37号 竹原市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第38号 竹原市文化財保護委員会委員の委嘱について

議案第39号 平成30年度使用竹原市小学校教科用図書の採択について

議案第40号 竹原市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改定  
する規則案

報告・協議 小中一貫教育について

○竹下教育長 ただいまから, 平成29年第7回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第34号は, 個人の情報であるため, 非公開とすることに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第34号は非公開とすることに決定しました。これより非公開といたします。

(非公開)

○竹下教育長 以上で非公開の議案は終了いたしました。教育委員会議を傍聴したいとの申し出がございましたので、これを許可したいと思います。続きまして、議案第35号「語学指導等を行う外国青年の任命について」を議題といたします。関係部課長より議案の説明をお願いします。

○九十九課長 いわゆるALT、外国語指導助手の任命でございます。現在竹原市では4名のALTを任命しております。サラ、オスカー、マルセル、ロブの4名が昨年の8月からこの7月末までの任命でございますが、基本的にALTは1年の任命です。複数年の更新については妨げない、しかし最大は3年であるということでございます。4名のうち、マルセル、ロブについては1年の任期を終えて帰国いたします。それに代わる者として、イギリスからブロック アリサ ミシェル（女性26歳）と、カナダからマエンザ ディエゴ（男性23歳）の2名が、平成29年7月31日から平成30年7月30日までの1年間の任期で新たな任命を提案させていただきます。サラとオスカーについても1年契約でございますので、平成29年8月1日から平成30年7月31日までの1年間の更新となります。この8月からは、サラ、オスカー、アリサ、ディエゴ、この4名の体制で幼稚園、小中学校の英語教育の充実を図っていきたいという提案でございます。以上でございます。

○竹下教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はございませんか。

○梅田教育長 新しい2名の方は、サラ、オスカーと同じ会社の斡旋ですか。

職務代理者

○九十九課長 同じジェットプログラムの紹介によるものです。事前に竹原市から、国

籍，キャリア，専攻，男女を含めて様々な要望を出します。それにできるだけにあった方をジェットプログラムの方で選んでいただくということです。8月，9月からの任用が多いですが，場合によっては4月からという方もおられます。今回は，この2名の方を竹原市でということでございます。

○梅田教育長  
職務代理者 どういった要望を出されたのでしょうか。

○九十九課長 男女が偏らないようにということと，できるだけ英語を母語としている国のALTを希望いたしました。

○梅田教育長  
職務代理者 年齢の条件はつけたのですか。

○九十九課長 年齢は希望する要項には入っていません。

○梅田教育長  
職務代理者 ディエゴさんは，23歳ということですが，日本での滞在年数はどのくらい分かりますか。

○九十九課長 日本に来たことがあるというのは書類で確認していますが，留学していたとか，住んでいたという経験はありません。

○梅田教育長  
職務代理者 日本語はどうですか。

○九十九課長 アリサはかなり堪能です。ディエゴについても，ある程度の会話はできると書類上では確認しております。アリサについては，日本語専攻で，国際キリスト教大学にも留学経験があるということで，日本語にはかなり精通していると確認をさせていただいております。

○河埜内委員 これまでに，去られるALTの方から，内容などについて意見などがあったことはありますか。

○九十九課長 特に離日する際にそういった意見を聴取しているわけではありません。小学校の場合は，多くの日本人の教員と授業をしますので，コミュニケーションの中で食い違いということがあります。連携の時間の確保について

は、今後の課題だと思っております。そこは計画的に連携の時間を確保するように学校と連携していきます。

○竹下教育長           お諮りをいたします。議案第35号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長           はい。  
職務代理者

○河埜内委員           はい。

○浅野委員             はい。

○市川委員             はい。

○竹下教育長           御異議なしと認めます。よって議案第35号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第36号「竹原市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係部課長より議案の説明をお願いします。

○九十九課長           御承知の通り、いじめ問題調査委員会につきましては、市内の学校において重大事態に陥るような状況があれば、委員会を開き、問題解決に当たっていただくために、調査委員会委員の任命をさせていただいているところでございます。12ページをご覧くださいと思いますが、調査委員会設置条例の第3条、調査委員会は委員5人以内をもって組織するとあります。そして、いじめ問題に関する経験と見識を有する者という中で、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者、その他教育委員会が認める者ということで、現在5名の方を任命させていただいております。任期は2年でございますので、今の委員の任期は平成27年8月1日から平成29年7月31日までということで、平成29年8月1日から平成31年7月31日までの2年間に委嘱するという提案でございます。この5名の方については、全員継続でございます。5の社会福祉課長の西口広崇さんは、御承知の通り平成29年4月から人事異動の関係で当初のメンバーとは代わっておりますが、弁護士会からの推薦の高盛政博さん、臨床心理士会から

推薦の菅武史さん、竹原地区医師会からの推薦の馬場麻好さん、学識経験者として広島大学大学院教育学研究科の朝倉淳さん、その他教育委員会が必要と認める者ということで、福祉関係から西口広崇さん、この5名を継続として委嘱をしたいという提案でございます。以上です。

○竹下教育長

これより質疑に入ります。何か御質問ございませんか。

○梅田教育長

この委員会は、過去何回くらい開催されたことがありますか。

職務代理者

○九十九課長

平成27年8月1日に委員として5名の方を委嘱し、その後1回調査委員会を開いております。それは、要項の中に謳っておりますが、いわゆる委員の中の互選で委員長、副委員長を決めるということでございます。その会では、委員長を朝倉淳さん、副委員長を菅武史さんと決定され、竹原市内の小中学校のいじめ、生徒指導に係る現状等を情報提供させていただく中で、重大事態等があったときには委員長の召集により委員会を開くということで第1回を散会いたしました。幸いなことに、そういった事案はございませんでしたので、この2年間で開いた回数は、当初の1回でございます。

○梅田教育長

重大な問題とはどういったことが考えられますか。

職務代理者

○九十九課長

いじめにかかわる心身に重大な事態、いじめに関わって年間30日以上の不登校が認められた場合については、教育委員会事務局から委員長に開催依頼をするという運びになります。

○梅田教育長

いじめが原因での30日以上欠席かどうかという判断は、学校の先生がされるのですか。

職務代理者

○九十九課長

学校と教育委員会が随時連携をしておりますので、そういった要因等も精査する中で対象かどうかという判断をさせていただきます。

○梅田教育長

この委員会は、県内各市、町に設置していますか。

職務代理者

- 九十九課長 設置されていると思います。各自治体が制定しているいじめ防止に係る条例の中に、この調査委員会を設けるというものがあります。
- 梅田教育長 西口さん以外の方で、他市町のいじめ問題調査委員会に係っておられる  
職務代理者 方はいらっしゃいますか。
- 九十九課長 直近の状況は把握しておりませんが、私どもが把握している段階では、他市町の調査委員会に係っていらっしゃる方はおられません。
- 竹下教育長 お諮りをいたします。議案第36号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 梅田教育長 はい。  
職務代理者
- 河埜内委員 はい。
- 浅野委員 はい。
- 市川委員 はい。
- 竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第36号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第37号「竹原市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。関係部課長より議案の説明をお願いします。
- 堀信課長 竹原市公民館運営審議会委員につきましては、5月の教育委員会議におきまして、任期満了による12名の委員の委嘱について承認を得たところでございます。公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条の規定により、教育委員会が委嘱することとなっており、竹原市公民館設置及び管理条例第6条の規定により定数は13人以内の委員をもって組織し、委員の任期については2年となっております。この度、学識経験者として広島大学久井英輔准教授を新たな委員として御承認いただきたいと考えるものでございます。久井准教授におかれましては、これまで広島市や東広島市の公民館運営審議会委員を務められ、また教育学の専門家でもあることから公民館活動などに知識、経験が豊富であり、委員として適任であると考

えるものでございます。これによりまして、委員は全体で13名となります。なお、任期につきましては平成29年8月1日から平成31年7月31日までの2年となるものでございます。以上でございます。

○竹下教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はございませんか。

○市川委員            公民館運営審議会は年何回くらい開催されますか。この方は岡山ですが、広島に来られるのですか。

○堀信課長            開催回数は、概ね年1回です。久井先生は広島大学に通われていますので、審議会には東広島から来られます。

○梅田教育長           久井先生になった経緯は、紹介ですか。

職務代理者

○堀信課長            前任の学識経験者の先生の関係や、県の生涯学習センターの関係などがありまして、県と相談しまして、ご紹介いただきました。

○梅田教育長           この方の任期は、他の12名の方と合わされるということはないのですか。

職務代理者

○堀信課長            今回新たにということなので、任期が若干ずれてきますが、これについては、切り替えの時に検討していきたいと考えております。

○竹下教育長           それではお諮りをいたします。議案第37号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長           はい。

職務代理者

○河埜内委員          はい。

○浅野委員            はい。

○市川委員            はい。

○竹下教育長           御異議なしと認めます。よって議案第37号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第38号「竹原市文化財保護委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係部課長より議案の説明をお願いします。

○堀信課長 竹原市文化財保護委員会委員の任期が、平成29年7月31日付けをもって満了となるため、その後任の委員を委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。竹原市文化財保護条例第12条の規定によりまして、委員の定数は7人以内となっており、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。前回と同様に、地元の郷土史に見識がある升元さんと高野さん、古建築が専門の広島大学三浦教授、歴史学中世史が専門の広島大学本多教授、考古学が専門の広島大学野島教授、古文書や公文書が専門の広島大学石田准教授と樹木医の村上さんに、引き続き委員としてお願いしたいと考えているものでございます。任期につきましては、平成29年8月1日から平成31年7月31日までの2年間となるものでございます。以上です。

○竹下教育長 これより質疑に入ります。何か御質問ございませんか。ないようでございますので、お諮りをいたします。議案第38号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第38号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第39号「平成30年度使用竹原市小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。関係部課長より議案の説明をお願いします。

○九十九課長 平成31年度から小学校において特別の教科道徳ということで、教科化となります。それに伴いまして、教科用図書の採択の必要がございましたので、それについての議案の説明でございます。お手元に選定委員会答申という別冊の資料がございますので、それを元に担当の小早川からご説明



させていただきます。

## ○小早川主査

まず、最初に教科用図書採択に関する日程について説明いたします。選定委員会を2回、調査委員会を3回もちました。5月24日に第1回選定委員会、5月31日に第1回調査委員会、6月6日に第2回調査委員会、6月29日に第3回調査委員会、7月10日に第2回選定委員会をもちまして、今回の答申に至っております。それでは、調査、研究委員会からの報告をもとに選定委員会で審議した結果を答申いたします。なお、これから申し上げる内容は、選定委員会での内容でございます。選定委員会答申資料をご覧ください。1ページをめくって、平成30年度使用小学校教科用図書に係る調査・研究の観点についてご覧ください。観点5つについて読ませていただきながら、説明させていただきます。観点1としまして、基礎・基本の定着です。児童が道徳的価値を理解したり、物事を多面的・多角的に考えたりするため、学びの示し方や発問の示し方等に創意工夫がなされているか。視点としましては3つあります。オリエンテーションのページの示し方、主題の示し方、発問の箇所や数です。続きまして、観点2、主体的に学習に取り組む工夫としまして、問題解決的な学習、体験的な学習を取り入れるなど、児童が道徳的価値を自分との関わりで捉えるような主体的な学習を引き出す工夫がなされているかということです。詳しい視点としまして3つあります。1つ目、問題解決的な学習として取り上げている内容項目や発問・活動例、2つ目、体験的な学習として取り上げている内容項目や発問・活動例、3つ目、実生活に活かすような具体例としております。観点3としまして、内容の構成・配列・分量になります。学習指導を効果的に進める上で、児童の発達段階に即し、現代的な課題などのねらいを達成するのにふさわしい適切な内容の構成・配列・分量となっているか。詳しい視点としまして2つあります。1つ目、判の大きさ、ページ総数、内容項目数、2つ目、いじめに関する教材等の数・教材名・内容項目としております。観点4としまして、内容の表現・表記です。巻

頭・巻末やさし絵，写真等が有効に使われ，児童にとって親しみやすい表現・表記になっているか。詳しい視点としまして2つあります。1つ目が，巻頭・巻末等の示し方や具体例，2つ目が，挿絵や写真等の活用具体例としております。観点5としまして，言語活動の充実です。自分の考えを伝え合う活動や自分の考えをまとめたり振り返ったりする活動を行う中で，多様な感じ方や考え方に触れ，考えを深め，判断し，表現する力などを育むことができる工夫がなされているか。詳しい視点としまして2つです。1つ目，話し合いを促す工夫と具体例，2つ目，自分の考えをまとめたり振り返ったりする活動の工夫と具体例としております。この5つの観点で，それぞれの教科書を調査，評価しております。次のページをご覧ください。出版社ごとに，先ほどの5つの観点で，3段階で評価しております。上に書いてありますが，A：優れている（2点），B：適切である（1点），C：不適切である（0点）ということで評価しております。表の一番右にある数字は，その評価した合計点数をもとに順位を表しております。それでは，選定委員会で最も評価の高かった教科書について説明させていただきます。今回検定教科書として調査，研究等行った教科書は8社になります。東京書籍株式会社，学校図書株式会社，教育出版株式会社，光村図書出版株式会社，日本文教出版株式会社，株式会社光文書院，株式会社学研教育みらい，廣済堂あかつき株式会社，5つの観点について調査・研究委員会から提出された資料をもとに3段階で評価したところ，株式会社光文書院が8社の中でそれぞれの観点が充実していると評価しました。それでは，株式会社光文書院の教科書の特徴としまして，3点話をさせていただきます。総合的な所見のところに書いてあることとなります。1つ目，教材文に入る前に，「問い」を持たせ脚注部の吹き出しで，多面的・多角的に「考え」させ，まとめる発問，広げる発問を設定し，子どもが内容項目について自分ごととして捉え，じっくり考え，議論する活動を促す紙面構成になっている。2つ目，道徳ノートの構成を示すとともに，年間を通して1時間毎

の学びの足あとを記録するページを設定することで、子どもの変容をみとり、特別の教科 道徳の評価で求められている一定のまとまりの中で子どもの学習状況や道徳性に係る成長の様子を捉え、評価に活かすことができるようになってきている。3つ目、学習した後、調査活動や発表、日常生活に活かす取組などの発問が設定され、学習したことを実生活に広げることができるよう工夫されており、子どもの道徳的実践意欲が高まる工夫がなされている。以上の3点が挙げられております。それでは、具体的に光文書院の6年生の教科書を見ていただきながら、詳しい説明をさせていただきます。先ほどお話しさせていただきました5つの観点について、具体的に話をさせていただきます。まず、観点1は3点あります。1つ目ですが、道徳の4つの視点、道徳の時間の学習内容、生活の中の道徳教育について6ページ、この教科書の使い方について2ページが記載されております。実際に開いていただきますと、道徳の学習の時間が始まります、4つの内容項目に分けられていますとか、実際に道徳の時間はこういう時間です、問いをもって考え、話し合っまとめるという1時間の流れが説明してあります。それを授業だけでなく、学校全体で、家で、地域で活かしていきましょうというページがあります。8、9ページは、この教科書の使い方、問いを持つ部分の言葉の説明や、教師が児童へ問いかけるための発問の具体例が示してあります。オリエンテーションの示し方としては、こういったところが充実しています。2つ目、主題の示し方ですが、各教材のはじめのページに色分けとマークを使って明示してあります。3つ目、発問の箇所や数ですが、キャラクターを使って補助発問を2つ、主発問を1つ、主に3つの発問になっています。下の吹出しは教師が、児童に対して行う発問例が書いてあります。教材によって違いますが、3つから4つの発問が設定されております。続きまして、観点2の主体的に学習に取り組む工夫については、2点話をさせていただこうと思います。教科書22、23ページのみんなでやってみようというコラムの中で、人間関係をより豊か

にする活動を紹介するページがあります。これは学年ごとに実態に合わせて、こういった体験的な学習のページを設定しているのが特徴です。66, 67ページでは、実際の体験を伴った活動へ広げていくための発問もあります。観点2, 実生活に活かすような具体例ですが, 84, 85ページで、自然を守るための行動について具体的に計画し、実行しましょうとして、教材に関係するような内容について実際に計画、行動というように実生活に広げていくような発問を設定してそういう場面を作っていくというところが特徴です。続きまして観点3, 内容の構成・配列・分量についてです。内容項目は全て網羅してありました。いじめに関する教材というところでは、6年生については3つありました。続いて観点4, 内容の表現表記については1点, 巻頭のオリエンテーションページの充実, 巻末に学習した日, 教材番号, 授業後の気持ちの矢印, そのわけを記録し, 下には学期ごとにまとめを書く学習の足あとページが設定してあります。観点5, 言語活動の充実については2点です。話し合いを促す工夫と具体例のところでは, 48, 49, 50, 51ページになります。発問の具体例51ページの下の方には, 人々のために研究を続けた人について調べて, その人の生き方から学んだことを紹介し合うことを通して, 話し合いを促す工夫をしているという特徴があります。また, 2つ目の振り返ったり自分の考えをまとめたりするところは, 8, 9ページになります。9ページの下の方に, 道徳ノートには考えたこと, 気づいたことを自分の言葉で書いて, 絵や図を使ってまとめ, 黒板で大事なこと, 分かったことや気づいたこと, いいなと思ったことをこういう風にまとめたりするという例が載っています。実際にページを見ていただきながら, 株式会社光文書院の教科書の特徴をお話させていただきました。以上で, 平成30年度使用教科用図書「特別の教科 道徳」の選定委員会答申についての説明を終わります。

#### ○九十九課長

以上の説明をもとに, 竹原市において小学校では平成31年度から株式会社光文書院を選定したいという提案でございます。以上です。

- 竹下教育長           これより質疑に入ります。何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。
- 梅田教育長  
職務代理者           いじめ問題などの生活に関することや歴史上の優れた人などの話が載っていますが、こういったテーマに基づいて教科書を作りなさいという指示・指導は文科省からあるのですか。
- 小早川主査           今回の改定の趣旨というところで、いじめ問題や情報モラルについての充実というところが入っています。そこはどの会社も載せています。
- 市川委員           今回、観点1から5まで小学校教科書図書に係る調査、研究をされていますが、これはどの市町でも観点を定めて、それをもとに採択されているのでしょうか。
- 小早川主査           広島県教育委員会の指導、助言の下、選定委員会をもつ各市町でこういった観点を作っております。今回のこの観点も、県教育委員会の選定資料があるのですが、その資料をもとに作らせていただきました。
- 河埜内委員           今までの副読本とこの度の教科書とで、内容的な違いは何ですか。
- 小早川主査           主な違いとしましては、いじめ問題や情報モラルに関する読みもの資料と明示してある教材の数が多くなっているという点と、評価に係ってどのように学びの足あとを残していくという点です。評価については、児童が自分の考えを教科書に書き込み、児童自身が自分の変容を実感したり、教師が児童の成長をみとることができるような点が充実しております。
- 九十九課長           一番大きな点は、教科になって評価が伴うという点だと思います。
- 梅田教育長  
職務代理者           調査委員会と選定委員会の連携はあったのですか。
- 小早川主査           最初に選定委員会を開かせていただいて、観点についての決定をして、それを受けて調査委員会を続けて3回開き、調査、研究を行いました。ここからの報告をもとに、第2回の選定委員会で、この答申を作らせていただきました。
- 梅田教育長           いろいろな考えを持っている児童、生徒がおられますので、先生がそ

- 職務代理者 　　それを1つにまとめるということではできないと思いますが、先生方は最後まで  
　　こういう風に授業をまとめておられますか。
- 小早川主査 　　学習指導要領には、その内容項目について例えば、1，2年生ならここ  
　　までは考えさせたいというところが示されておりますので、それに向かっ  
　　て授業を進めて参ります。評価で言いますと、児童生徒が自分ごととして  
　　今回の内容をどれだけ真剣に考えて捉えているかというところや、多面的、  
　　多角的な見方ができるようになっているかというところを、主な評価のポ  
　　イントとして捉えるという方針が出ております。
- 梅田教育長 　　評価は、他教科と同じように点数になるのですか。  
　　職務代理者
- 小早川主査 　　今のような観点に沿って、文章表記をしていくということになっていま  
　　す。
- 梅田教育長 　　6年生の道徳の時間は、年間でどのくらいありますか。  
　　職務代理者
- 小早川主査 　　35時間です。
- 竹下教育長 　　お諮りをいたします。議案第39号は、原案のとおり承認することに御  
　　異議ございませんか。
- 梅田教育長 　　はい。  
　　職務代理者
- 河埜内委員 　　はい。
- 浅野委員 　　はい。
- 市川委員 　　はい。
- 竹下教育長 　　御異議なしと認めます。よって議案第39号は、原案のとおり承認する  
　　ことに決定いたしました。続きまして、議案第40号「竹原市立小学校及  
　　び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案」を議題といた  
　　します。関係部課長より議案の説明をお願いいたします。
- 九十九課長 　　改正の内容を分かりやすく説明するために、議案の24ページをご覧下

さい。別表1がございませぬ。ご存知の通り、通学区域に関しては、指定学校を定めております。別表2をご覧下さい。別表2の1を除いた2と3については現行通りでございませぬ。仁賀小学校は、竹原市特認校制度ということで、市内に住所がある方については希望があれば通学できます。3その他として、住民票の異動の関係であるとか、留守家庭の児童への対応であるとか、あるいは(6)その他にございませぬように、いじめ、不登校などの事情により、教育上の配慮が必要な場合、あるいは部活動の関係等の要件で、指定学校の変更を一部認めている経緯がございませぬ。今回の改正は、新たに別表2の1、学校選択制というものを導入しようという提案でございませぬ。対象につきましては、中学校1年生の入学時に限定をいたします。指定学校以外の市内4中学校どこでも希望があれば、申請して入学することができるという制度でございませぬ。もちろん指定学校に行くというのが基本ですが、学校選択制を設けて学校選択の拡大を図って、子どもたちがより魅力的な教育が受けられるように選択肢を増やすという意味で、中学校入学時において学校選択制を一部導入したいということでございませぬ。小学校については該当ではございませぬが、中学校入学時の1回に限り希望があれば、条件を満たした中で教育委員会として申請を認めようという制度に改定していきたいという案でございませぬ。以上です。

○竹下教育長                   これより質疑に入ります。何か御質問ありましたらお願いいたします。

○梅田教育長                   人数制限を設けるとありますが、これには何か理由がありますか。

職務代理者

○九十九課長                   人数につきましては、規則の中に忠海中学校は何名、竹原中学校は何名と謳う予定はございませぬ。その年度において、関係校長と連携の上で教育委員会として制定をしたいと思っております。上限を求めるということについては、一番は施設の関係です。2学級、3学級が対応できない学校もございませぬし、複数の学級が対応できる学校もございませぬ。それから、その時の次年度入学予定者、あるいは学級編成基準日の5月1日までに、

市内外からの転入転出があった場合の学級編成の変動、これらをふまえて、学校経営に大きな支障がないように、教育委員会では上限を設定しようと思っております。ですから、申請があった数だけ認めるということにはならない場合も想定されます。その場合には、抽選という形をとろうと思っております。もちろん、抽選の対象は、学校選択制というルールの中で希望された生徒に限定されます。

○梅田教育長  
職務代理者 学校選択制をとられる生徒は、どういう理由の方がいらっしゃると想定されていますか。

○九十九課長 毎年、地理的条件を含めて様々な事情で、隣接学校に行かせてもらいたいという要望がございます。今までの指定学校変更の要件に合う場合においては、検討して許可をしてきましたが、要件に沿わないものについては許可できなかったわけです。そういった枠組みを撤廃しようということがございます。一番考えられるのは、地理的な状況だと思います。

○梅田教育長  
職務代理者 クラブ活動等は理由になりますか。

○九十九課長 部活動においては、現在認めているのは、該当の指定学校に自分が入りたい部活動がない場合に、その部活動がある学校への変更です。例えば、自分の指定学校にも野球部はあるが、他の中学校の野球部に入りたいというのは、現在の制度では認めてはおりません。しかしながら、これからはそういったことも含めて希望できるということがございます。

○梅田教育長  
職務代理者 自転車通学が難しく、電車通学になる学校を希望した場合は、保護者責任で通学させるという理解でよろしいでしょうか。

○九十九課長 指定学校以外については保護者の責任において通学するという条件を付して、それを了承して申請をしていただくという運びになります。

○市川議員 5月まで通学してみて、学校があわなかったという場合はどうなりますか。

○九十九課長 現在考えているのは、11月下旬、遅くても12月上旬までには希望を



取りまとめ、抽選が発生した場合はそれも行き、次年度の入学予定者をほぼ固めていきたいと思っております。今、委員さんがおっしゃいましたように、実際に入学してから登校するのに支障があるような状況が生まれたなど、特別な事情が認知できた場合については、現在も「その他」のところで、教育委員会が必要と認めるものと謳っておりますので、そういったところで対応したいと思いますが、基本的には、指定学校以外のところに希望されて入学された方が、やっぱり小学校の友達と同じ中学校に行きたいので指定学校に通わせてほしいなどということとはできないというのも、了解した上で申請していただくという形をとろうと思っております。

○竹下教育長           それでは、お諮りをさせていただきます。議案第40号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長           はい。

職務代理者

○河埜内委員          はい。

○浅野委員            はい。

○市川委員            はい。

○竹下教育長           御異議なしと認めます。よって議案第40号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、報告、協議事項といたしまして「小中一貫教育について」を議題といたします。関係部課長より報告をよろしくお願いいたします。

○岡元課長            吉名中学校区における小中一貫教育校の準備状況について、ご報告いたします。前回の教育委員会定例会議でも報告させていただいたところでございますが、学校の校歌につきましては、現在地元の音楽関係者の皆様に作成をお願いしているところでございまして、歌詞については前回一度ご覧いただきました。その時、次回には音源をとということでございましたので、校歌作成の経過報告ということで本日デモテープをご試聴いただければと考えております。また、新たな学校となることで、学校の位置が変更

になります。通学方法につきまして、該当になります地区の保護者との懇談会を2回開催したところでございます。現在も協議を進めているところでございまして、地区の意見をとりまとめて、次の準備委員会に諮っていくように考えております。改めて教育委員会では、その状況についてはご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、音源をご試聴させていただきたいと思っております。

(試聴)

- 市川委員           どなたが作られましたか。
- 岡元課長           吉名町に関係のある地元の方を含めた音楽関係者が、共同で作って下さいました。作詞につきましても、以前報告させていただきましたように、吉名に関わりのある言葉というのを皆様から募集させていただいて、その言葉をあわせて、一つの歌詞が出来上がりました。
- 梅田教育長  
職務代理者       作詞 吉名町の皆様，作曲 音楽関係者一同とするわけではないですよ  
ね。
- 岡元課長           どういった形で表すかというのは、もう少し関係者の皆様とつめた上で決定していきたいと思っております。
- 河埜内委員       歌詞は同じで、メロディが2パターンということではなかったですか。
- 岡元課長           今のデモテープはピアノの伴奏のみで、独唱になっていますが、実際には児童、生徒の皆さんが合唱のパート分けをして歌の練習を行って、CDを作るという流れになります。伴奏についても、いろいろな音を使った一曲ということですので、ピアノ伴奏に限らず、深みのあるものになるのではという期待をしております。
- 竹下教育長       本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして平成29年第7回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。その他連絡事項があればお願ひいたします。

平成29年7月27日      午後3時00分閉会

